○厚真町起業化支援事業補助金交付要綱

平成２５年１２月３０日

訓令第１７号

（趣旨）

第１条　町では、町内において、起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組を奨励し、もって地域経済の活性化を図り、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

(1)　起業　次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の許可を必要とする事業をする場合を除く。

ア　事業を営んでいない個人が所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する開業の届出により、厚真町内に事業拠点を設け、新たに事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人又は厚真町外で事業を営む法人が厚真町内に事業拠点を設け、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ　厚真町内に住所を有する農林漁業者が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成２２年法律第６７号）第５条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた場合、総合化事業計画の認定を目指す場合、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成２０年法律第３８号）第４条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた場合及び農商工等連携事業計画の認定を目指す場合

(2)　起業の日　法人の場合にあっては、会社設立の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。個人事業者の場合にあっては、開業の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。

(3)　審査委員会　事業の認定を行うための審査機関として、厚真町起業化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会は第３条の厚真町起業化支援事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）を審査し、適当と認められる事業を選考する。なお、審査委員会の組織及び運営については別に定める。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、補助事業の年内に町内において起業を予定している者又は認定申請書を提出する日の２年前の日の属する年の１月１日以降に町内において起業をしている者（継続事業として翌年の事業執行が認められ、かつ、認定申請書の提出を行わない場合は、起業した日から起算して、規則第６条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出するまでの間が３年を経過していない者）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が適切でないと判断した場合は、この限りではない。

(1)　補助金の交付申請を行う日において、現に厚真町内に住所を有する個人

(2)　補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿上の本社所在地を厚真町内に置く法人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第２条で定める中小企業者に限る。）

２　前項の補助金の交付対象者は、次の各号いずれかに該当する者であってはならない。ただし、前項第２号の法人の役員等は、次の第２号から第７号までのいずれかに該当する者であってはならない。

(1)　市町村税を滞納している者

(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7)　事業者等の常時使用する従業員数が１０名以上の者

(8)　その他町長が適当でないと認めた者

（補助金の交付対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は、町長が別に定める厚真町起業化支援事業公募要領（以下「要領」という。）により認定された事業とし、要領第２項のア及びイの事業のうち、どちらか一つを選択しなければならない。ただし、要領第２項のアの事業において交付された補助金額が、補助限度額に達しなかった場合は、交付された補助金額を補助限度額から控除した額を限度として、要領第２項のイの事業における補助金とすることができる。なお、町長は事業化支援事業の複数年の事業執行を認めることができるものとする。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、町長は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、当該事業の実施に当たり、国、北海道その他の団体からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受給する又は受給した場合には、当該補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。

２　補助対象経費は要領により認定された日（以下「事業認定日」という。）以降の経費とする。

（補助金の交付対象期間）

第６条　補助金の交付対象となる期間は、事業認定日の属する年の１月１日から翌年の３月３１日までとする。なお事業化支援事業で複数年の事業執行をする場合、２年目以降の補助対象期間は４月１日から３月３１日までとする。

２　第４条に規定する事業化支援事業が複数年にわたる場合の各年の補助金の合計額は、補助限度額の範囲内とする。なお、補助金の交付対象期間の終期は、起業した日から３年後の応当日の前日までとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書及び収支予算書

(2)　個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

(3)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第７条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第９条第１項の補助金等変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の申請書を受理したときは、規則第９条第２項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第１３条の補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書及び収支決算書

(2)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第１４条の規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、実績をもって交付申請しているものの補助金の額の確定は、同条ただし書きを準用する。

（補助金の取消し及び返還）

第１２条　町長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は補助対象者に対し補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。なお、補助対象者にやむを得ない理由があると認めるときは、当該補助対象者の申し出により、町長は補助金の返還の命令の一部又は全部を取り消すことができる。

(1)　第３条に規定する補助金の交付対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2)　起業の日から起算して５年以内に営業を休止、廃止、移転、売却及び譲渡等したとき。

(3)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　その他町長が不適当と認めたとき。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１２月３０日から施行する。

　　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に厚真町起業化支援事業公募要領の規定により認定された事業については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に厚真町起業化支援事業公募要領の規定により認定

　された事業については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年１月７日から施行する

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に厚真町起業化支援事業公募要領の規定により認定

　された事業については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象事業 | 補助対象経費（区分・経費の内容） | 補助金の額 |
| 事業名 | 事業内容 | 補助率 | 補助限度額 |
| 新規開業支援事業 | 起業するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額報償費専門家謝金等旅費国内旅費（職員・専門家）役務費設立登記費等委託費マーケティング調査費、検査・分析等の委託費、外注加工費、デザイン開発費、プログラム開発費、会社設立登記に係る書類作成委託費等工事請負費事務所、店舗の建設費、改修費等備品購入費設備、機械装置等の購入費等上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | １／２以内 | ２００万円町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合は、２５０万円 |
| 事業化支援事業 | 安定的な事業継続を図るために行う事業 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額報償費専門家謝金等旅費国内旅費（職員・専門家）需用費印刷製本費（ポスター、チラシ）、消耗品費、原材料費、資材費等役務費広告宣伝費、通信運搬費、出展料等（設立登記費を除く。）委託費マーケティング調査費、検査・分析等の委託費、外注加工費、デザイン開発費、プログラム開発費等（会社設立登記に係る書類作成委託費を除く。）使用料及び賃借料建物、土地、設備、機械装置等の借入費等備品購入費設備、機械装置等の購入費等償還費建物、備品等の借入金の償還費上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | １／２以内 | ２００万円町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合は、２５０万円 |